

別紙様式 1

養育費等に関する申告書

1 養育費について

○ 前年（1月から10月1日まで請求される方は前々年）の1月から12月までの1年間に受け取った養育費について、裏面の記入要領等に従って記入して下さい。

養育費を支払う人の氏名 (児童との関係)	受 取 人	養育費の額	受 取 状 況 等
( )	申請者・児童	円	(年・月 回 円 か月分) (手渡し・口座振替・郵送・その他 ( ))
( )	申請者・児童	円	(年・月 回 円 か月分) (手渡し・口座振替・郵送・その他 ( ))
( )	申請者・児童	円	(年・月 回 円 か月分) (手渡し・口座振替・郵送・その他 ( ))
( )	申請者・児童	円	(年・月 回 円 か月分) (手渡し・口座振替・郵送・その他 ( ))
合 計	申 請 者	円	
	児 童	円	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

印

(裏)

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

- ・ この申告書は、前年に前夫（父子家庭の父が受給資格者の場合は前妻。以下前夫・妻と呼ぶ。）から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

- ・ 前夫・妻≪受給資格者が母の場合はひとり親等家庭医療費助成事業の支給対象となっている児童の父（受給資格者が父の場合は児童の母）。以下同じ。≫から前年（1月から12月までの1年間）に、ひとり親である受給資格者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。
- ・ 養育費は、国見町ひとり親等家庭医療費の助成に関する条例第3条第3項第4号の規定により、ひとり親等家庭医療費助成制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。
- ・ 養育費として含まれるのは、具体的には下記「養育費について」で定めるものです。
- ・ 前夫・妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入して下さい。また、「養育費を支払う人の氏名」欄には区別できるよう名前及びその人と児童との関係（例えば「〇〇の父」等）を記入して下さい。なお、前夫・妻が1人の場合には、この欄は空欄で結構です。
- ・ 受取人欄には、該当する者に丸を付けて下さい。
- ・ 受給状況欄には、受取回数や額、受取方法について、該当するところに丸を付けるとともに、必要事項を記入して下さい。

例：毎月5万円ずつ12か月間口座振込により受け取った場合

→ 「 ① 1回 50,000円 12か月分  座振替」

なお、養育費の受け取りが定期的でなかった場合や額が一定でなかった場合は、その旨わかるように、この欄又は申告書の余白に記入して下さい。

## 「養育費」について

- 1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
    - ① ひとり親等家庭医療費助成事業を受給している父又は母（以下、受給資格者と呼ぶ。）が監護している児童の父親（受給者が父の場合は児童の母親）が払ったものであること。
    - ② 受け取った者が受給資格者本人又は児童（それぞれの代理人も含む。以下同じ。）であること。
    - ③ 受給資格者又は児童に支払われたものが金銭、有価証券であること。
    - ④ 受給資格者又は児童への支払方法が手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、受給資格者又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
    - ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などのローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」などの児童の養育に係のある経費として支払われていること。
  
  - 2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。
    - ① ひとり親等家庭医療費助成事業の受給資格者が監護している児童の父親（受給者が父の場合は児童の母親）以外の者から支払われたもの
    - ② 受給資格者又は児童以外の者が受け取っている場合
    - ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
    - ④ 支払い方法が、受給資格者又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
    - ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合
- (注) 1 受給資格者が未婚の母親である場合  
父親が児童を認知しており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。
- 2 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合  
自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合養育費に該当します。